

コロナ陽性者等の療養場所確保に係る障害者施設への支援策について —民間賃貸住宅等賃借事業補助金を新設—

堺市では、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した障害者施設に対して、各種補助金により支援策を講じています。

障害者施設においては、利用者が陽性者となった場合に、当該利用者又はその濃厚接触者の療養場所の確保に苦慮されるケースがあることを踏まえ、新たな支援策として「民間賃貸住宅等賃借事業補助金」を新設します。この補助金は、障害者施設が民間賃貸住宅等を賃借し、陽性者等の療養場所として使用した場合の家賃等の経費を補助するものです。

既存の補助金と併せ、今後も障害者施設への支援を継続します。

1 事業概要

障害者施設が民間賃貸住宅等を賃借し、陽性者等の療養場所として使用した場合の家賃等の経費について、1月当たり20万円を上限に補助を行う。

補助金名称	民間賃貸住宅等賃借事業補助金
補助対象	堺市内の居住系事業所（共同生活援助又は施設入所支援）
対象経費	家賃、光熱水費
補助額	1日以上当該物件を隔離場所として使用した日の属する月の所要額 (1月当たりの上限20万円)
施行日	令和4年10月1日（令和4年4月1日以後の経費が対象）

2 事業予算

市単独事業（臨時交付金充当予定）

6,000千円

問い合わせ先	担当課：健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 電話：072-228-7510 ファックス：072-228-8918
--------	--